

平成 24 年第 2 回定例会 総務政策常任委員会

平成 24 年 7 月 4 日

谷口委員

私の方からは、今日はもう既に前回、そして今日午前、午後と質問がありましたけれども、緊急財政対策本部についてお伺いをしていきたいと思えます。

それで、第 2 回の調査会の中では、かなり膨大な資料が提出をされて、それを基に各委員の方々が議論をされたわけでありましてけれども、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、当然のことかもしれませんが、今回第 2 回で提出された資料については、これは当局で作成されたんでしょうか。

予算調整課長

調査会の議論に際して必要な資料につきましては、委員の皆さんから要求のあった資料につきまして、私どもが調整し提出させていただきました。

谷口委員

それで、膨大な資料なわけなんですけど、私も全部とはいかないまでも、例えば課題や論点、また検討項目というところも読ませていただきました。例えばこういう課題、論点、検討項目については、これは当局の方で議論の素材として提供されているのか、それとも委員の方から事細かく、こういうふうに書いてくれという指摘があったのか、確認させてください。

予算調整課長

資料では今御指摘のとおり、現状、課題、論点、それから検討項目といった整理をさせていただいてございます。これでございますけれども、これまで進めてきた行財政改革に関わる取組、その中で中心となるポイントを、これをまずベースに、また調査会委員の皆様からの御助言も頂きながら、まとめさせていただいたというところでございます。

また、検討項目でございますけれども、検討項目につきましては、そもそも委員の皆様との事前協議の中で、限られた時間の中で効率的にこの議論をするためにも、県として考えられ得る方策、これをまずは示してほしいという御要求も頂きました。ということもございまして、委員の皆様と、また御相談をさせていただいた上で調整をさせていただいたというところでございます。

谷口委員

今の答弁では、基本的に今までの取組をベースに委員の助言も入れた。それから、検討項目については県として考えられる方策を基本的にはここに入れたということでもありますけれども、そうすると、ちょっと例えば細かく見ていくと、県有施設の在り方のところについては、例えば課題や論点では、今後とも県有施設として県が保有し、維持管理等を行っていくことが望ましい施設の在り方なのかという課題、論点。そして検討項目としては機能面や運営面から、県で設置保有すべき必要性が低下している施設、あるいは低下が見込まれる施設は移譲、売却、廃止または移設を検討するというような表現の仕方になっています。

そしてまた例えば社会福祉施設については将来展望に基づいた取組の中で官民の役割分担を踏まえて、移譲、廃止、統合を検討していく。さらに午前中も

議論がありましたけれども、県営住宅の在り方についても、基本的に住宅地セーフティネットとして住宅困窮者対策に一定の役割を果たした中で、住宅不足が解消された現状で、引き続き取り組むことの必要性等々、どれを読んでも切る、廃止をしていく、若しくは移譲をしていく、売却をしていく、そういう方向での書かれ方しかしていない。ただ、若干例えば住宅のところ言えば、セーフティネット施策の代替案、家賃補助などと、少し緩めているところはあるんですけども、それにしても代替案という書き方をしている。これを読んでもいくと、詳しい方は別でしょうけれども、委員の方がこれをぱっと見て、ずっと説明をされて読んでいくと、これはもう一方方向にしか結論がいかないんじゃないかなと私は思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

予算調整課長

調査会の皆様には、全ての項目について特に財政的な観点から議論をお願いしたいというふうをお願いをしているところでございます。かつその全ての項目について聖域のない見直しもまたお願いをするというところでございまして、委員の皆様からもそれならば、県として考え得る方策、これを資料としても書き込むようにという御指示を頂いて、私どもとしてあり得る方策、これについて記載をさせていただいたというところでございます。

調査会の資料はこういった指示を受けまして、これまで進めてきた行財政改革に関わる取組のポイント、これをベースに調査会委員からの助言をいただき、さらに私どもとして考えられ得る方策、これを財政的な観点から記載をさせていただいたという性格のものでございます。

谷口委員

その方向でまとめてほしいということであれば、そう書かざるを得ないかもしれないかもしれませんが、ただ、それによるデメリット等が若干は含まれておりますけれども、ほとんど記述されていないですね。そういう意味で、これはバランスのとれた判断をする上で、非常に資料としては一方的に偏り過ぎているんじゃないかという感じを受けるんですけども、その点についてはどうでしょうか。

予算調整課長

とにかく一つ一つの対策についてのメリット、デメリットといったことも含めて、トータルでお示しするかどうかということも委員の皆様とも御相談をさせていただいたことはございますけれども、基本的に個々の施設についての判断、これはやはり県当局が最終的に責任を持ってやるべきであろうと思います。

調査会の皆様方としては、大きなくくりの中で今後の県としてとり得る大きな方針、これを提言していくものであるという観点から、この御議論をいただく。そのための資料としては、こういった性格のものが必要であるという御指示を頂き、調整したものであるというふう理解していただければと存じます。

谷口委員

しかし、それだとやはり一定の方向性を出すにしても、メリット、デメリットを踏まえた上で、ある程度現状をしっかりと分かってもらった上での方向性でなければ、その方向性というのはおかしな方向に行ってしまうのではないのでしょうか、どうでしょうか。

予算調整課長

確かに一つ一つにつきまして、一つ一つの施設の個々の事情、それをしんじやくしつつ、一つ一つの施設を仕分けしていくということでありますれば、そういった必要も出てこようかと思えます。もちろん、そういった方法も一つの方法だとは思われます。

しかしながら、今般私どもがお願いいたしましたのは、この今回の財政、来年度以降の厳しい財政事情の中で、今後、施設、それから補助金、全ての神奈川県の実業について財政的な観点から聖域なくまずは御議論いただきたいと、そういった前提からお願いをしたものでございます。したがって、委員の皆様からは、まずは財政的な切り口から御論議いただくための資料を用意させていただいたというところでございます。

この調査会の委員の皆様からの御意見、それを受け止めて、その実際の施策として果たしてどういうふう具現化していくかというところ、そういったことを判断するのは、やはり私ども当局の役割だというふうに認識してございます。

谷口委員

これに関してもう1点、ちょっと私はこの調査会の人選についても、少しお伺いしておきたいんですけども、確認しますけれども、調査会の委員には、どういう方々がいらっしゃるのか、教えていただけますか。

行政改革課長

調査会の委員でございますが、人選の目線といたしましては、国と地方の行財政の問題に精通されている方、また民間企業や経営マネジメントに手腕を發揮された方ということで、6名の方を選ばせていただいております。

個別に申し上げますと、まず石原委員でございますが、国や地方の行財政の問題に精通されている方というところでございます。内閣官房副長官等を歴任されて、高い知識と幅広い経験を有していると。また、内野委員につきましては、地方自治体の行財政の問題に精通されている方でございまして、市長会の会長として県行政にも積極的に御発言いただいていると。小川委員につきましては、経営マネジメントに手腕を發揮されている方と、横浜で起業されてから、一代で業界最大手と成長させた経営者としての経営手腕、そうしたことから御意見を期待したところでございます。また、高橋委員につきましては、やはり経営マネジメントに手腕を發揮された方と、今、日産自動車の副会長で、日産リバイバルプラン、ゴーン社長と指揮して改革を達成されたというところからの経験、知識、そうしたことから御意見を頂きたいといったところでございます。また、坂野委員につきましては、やはり経営マネジメントに手腕を發揮された方と。唯一女性委員として入っていただいております。ビジネスの御経験とともに、また子育てを通じて得られた課題認識、そうしたものを期待したところでございます。また、増田委員につきましては、国や地方の行財政の問題に精通されている方ということで、知事経験者、また総務大臣経験者ということで、地方自治の専門家としての発言を期待したところでございます。

谷口委員

それで、確かに私も今県の財政が厳しいということはよく認識しております

し、財政対策を緊急に打っていかなきゃいけないというのはよく理解しておりますけれども、でもそのためにつくった調査会であるから、基本的にはそういう人選ということになることも、ある程度の理解はしますが、ただ、やっぱりこの中にもう少しバランスをとって、県有施設を利用していらっしゃる方の代表とかを、1人であっても入れておくべき、議論のバランスをとるという意味で、入れておくべきであったかなというふうに思うんですが、もう明らかにこの人選からいくと、結論がある程度見えているなという感じがします。そういう利用者の立場からの代表を、そういうバランスをとる意味でなぜ入れなかったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

行政改革課長

調査会の委員の方には、先ほど来の御答弁にありましたように、やはりそれぞれの委員の知識、経験、また識見から大所高所に立って大きい方向性を御議論いただきたいという観点で、この6名を選ばせていただいたところでございます。

谷口委員

人選についてはこれくらいにします。

鈴木委員

1点、確認させてください。今の予算調整課長がおっしゃった、この財政的観点だという話。なおかつ聖域なき進めたものだという話。聖域なきって、何のことを言っているのですか。

予算調整課長

県当局が一つ一つ、その施設の必要性ですとか、あるいは補助金の必要性ですとかを考えていく場合には、やはり過去からの経緯ですとか、あるいはそれに何かをアクションを起こしたことによって生ずるハレーションですとかを考慮しないといけないので、そういったことに必ずしも自由な立場で検討することはなかなか難しいというふうに考えてございます。そういった意味では、県行政とは一歩離れた立場から様々な識見をお持ちの方と、そういった私どもの先入観から離れた御議論をいただくことを、やはりこの調査会にはお願いしたいことではないかというふうに考えているところでございます。そういった観点を持って、聖域なきという言葉を使わせていただいているというふうに私は理解してございます。

鈴木委員

聖域っていうのは侵すことができないということですよ。今あなたの答弁だと、結局県側から見たら、Aと見ているけれども、利用者側からしたらBなのかもしれないと、こういうことをおっしゃっているわけだから。ところが、この要するに少なくとも議事録を見た中で、私が根本的に欠けている問題と思うのは、その目線というのをどこに置いているのかということが書いていないわけだ。ただ、この中でPLを出せとか、受益者負担なんだというようなことは失礼ですが、少なくとも私たちが不適正経理のときなんか皆さん方と一生懸命やり合って、公会計というのはどれだけ大変なのかということを知りました。

そうなってくると、今、予算調整課長がおっしゃった、この聖域というよう

なものについてのきちっとした、要するにある意味で見える形での原則というものはこのところになれば、この議論というのは成り立たないわけですよ。要するに、例えば1県民の方から見れば、Aと見るかもしれない。それはあつた方がいいですよ。経営から見たらば、そもそもが午前中にもありましたように、これだけの損失を出しておきながら、今さら放っておくことはないだろうという当たり前の論議になる。これ失礼ですけれども、調査会の方じゃなくたって私だって分かりますよ。ただ、それはなぜ切れないのか。なぜ置かなければならないのかということについては、きちっとした一つの線というものを皆さん方に出した上でやらなければいけないと思う。私は少なくとも議事録を見た限りにおいては、ごく当たり前のことしか書いていない。私どもも何回も議会の中でも検討してきたことが入っている。

そうすると、課長にもう一度私がお聞きしたいことは、その聖域というようなものについての一つのレベルというのは、県というのはどこに置いて、この議論をしているんでしょうか。

予算調整課長

直接お答えになるかどうか分かりませんが、私どもといたしましては、今回、調査会に議論をお願いする場合に、例えばでございませけれども、公営住宅の基本的な役割、それは役割は役割として、やはり財政的な観点から、もっと工夫できる部分はないのか。あるいは社会福祉施設というところにつきましても、本来ならば社会福祉施設というセーフティネットに関わるものであれば、これは若干財政的な側面が苦しくても、不可欠ではないかということも、やはり私どもの観点からは出てくるものであろうと思います。

しかしながら、そういったことも含めて、やはり先入観のない御議論をしていただきたいということもあり、全ての施設についてニュートラルな形で御議論をいただきたいということをお願いしているというところでございます。

鈴木委員

言っていることが分からない。要は私がここで言いたいことは、縛りは縛りとしてやらなければ、馬を放して好きに走ってくださいというんだったら簡単だけれども、少なくとも両端にこれだけの柵があります、ここを全力で走ってくださいという、その柵というのをきちっと設けずに、この論議というのは、したとしても、出てくるものを何を期待しているんだろうと私は思います。

例えば補助金にしたって、先ほどこの県の施設の見直しにしたって、実質的に1,300とは言っている、その中で壊すことはできないものも実際にはたくさんある。補助金では、市町村の中で県の施策をするためにというものもあるわけです。そういうものが何もここに書かれないで、いきなりこれから7月中旬に中間取りまとめみたいなものが出てくるというのは、私は信じられませんよ。要は皆さん方はこの調査会ということについて、先ほど谷口委員が再三皆さん方に委員の構成から中身等ごとに聞いているというのは何なのかということ、そこで論議をされていることがどういう形で反映されるのか。それとなおかつ自主的に皆さんが見ているターゲットというのは書いてない。ターゲットは、さっき谷口委員が言ったように検討項目という中で廃止だということだけ。そうすると、目指すものというものは何で、そのものについて、こうしてください

というものでなきゃいけないものが、どうぞ自由にやってくださいということですよね。要するにルールというものが無い中で、何をここで求めようとしているのかと、私は聞きたいわけです。それで聖域だと言うから、聖域はどんなものですかと聞いたけれども、聖域といっても実質的には分からない。

例えば先ほどの県営住宅もそうですよ。県営住宅にこの調査会の方々が、県民の生活として必要なんですというものと、実質的にこれだけの財源不足があるんですよ。ここを埋める意見というものを皆さん方が問うということではないかと思えますけど、ところが、これを削れということになれば、県議会側は、そうじゃないでしょうという流れが出てくる。私がおの中に何が言いたいのかというと、ある意味で実は行政は、例えば一般の民間の中においての実質的にいろいろなはざ間の中で、ここで埋めるものはどうしたらいいんだと財政のひっ迫した状況を考慮した上で考えるのが使命であると思っている。実質的にその需要というものはあるし、この状況下をどう見るかというものがなきゃならないわけでしょう。それを要するにこの調査会の方々が出してくれるんですかと僕聞いているんですよ。少なくとも私はあの議事録を見させていただいた限りにおいては、先ほど谷口委員がお話しされていたように、僕は一般の経営の方だったらどんどん切れと、何でそんなもの持っているんだよと言うに決まっていると思えますよ。だけれども、法的には持たなきゃならないものもあるんですよ。なきゃならないものもあるんですよという前提なんか何も書いていないですよ。

それで、一方的な委員の意見を聞いた上で、何を判断される材料とするのか。どういう材料をここで求めようとしているのかというのを私はお聞きしたいんですよ。

政策局長

調査会の委員とのやりとりについては、いろいろ答弁させていただきましたけれども、基本的な一つの流れをもう一度、整理させていただきたいと思えます。

まず、調査会が発足して、例えば県有施設に限れば、全部、補助金については全部の補助金、これについて全部データを出してくれということで、2回目の調査で個別の施設、あらゆるデータを出させていただきました。その中には当然、法律で義務付けられているものというのをちゃんと明記されておりますし、ですから、そういった議論をしていく中で、やはり一つ一つ全部議論しますと、いろんな状況、いろんな歴史とかそういったものを含めて、いろんな状況が多く出てくるわけです。そうすると、この議論というのは永遠に終わらなくなってくるだろうという話がどうしてもありまして、ですから、そういう意味では、我々最初をお願いしていたということで申し上げておいて、大所高所から全体の方向をきちっとお示しさせていただきたいということです。それがさっき言った検討事項ということです。ですからそれぞれのものについては、これから今回調査会の中間意見を頂きますので、それを受けて、その中に全廃とかそういう言葉だけではなくて、当然今まで委員がおっしゃっている意見、いろんな留意事項等、こういった視点でやったらこういった理念というのも入ってきているというふうに思っています。そういったものも入れながら、あと

は私どもがきちっと緊急財政対策本部で受け止めて、そしてそれぞれの個別の事情も当然しんしゃくしながら、それぞれの施設、あるいは補助金について、一つ一つ検討しながらきちっとまとめていくというやり方をこれからやっていきたいというふうに思っています。

当然、その際には議会の皆様のいろいろ御意見を頂きながら、丁寧に御説明をさせていただいて進めていきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

鈴木委員

それならば、また話を戻さなきゃいけないんだけど、さっきから大所高所とおっしゃる、大所高所というのはどういうことを求めているのですか。

政策局長

私が大所高所と申し上げたのは、先ほど申したように個別の施設、それぞれについてこれをどうする、これを廃止しよう、こういう形に移譲しよう、そういった形のまとめではなく、全体をまずどういう視点でそういったものを考えなきゃいけないとか、そういったものをまとめていただきたいという形で、今大所高所と申し上げました。

鈴木委員

要望します。大所高所という、その捉え方がそういうことであるんだつたらば、もっと前提として目指すものというのはきちつきちっと明確になっていなければ、こういう論議というのは成り立たないでしょう。少なくとも私が、議事録を見た限りにおいては、全般の中で例えばPLだ、受益者負担だという話が大半です。受益者負担や公会計とは何なのかという話になって、それが2ページぐらいにわたっている。しかもこの委員の方々に失礼ですけれども、大所高所って何を求めるんだろうということになる。そこをもう一度、明確にさせていただきながら、方向性を定めていただきたいと要望しておきたいと思えます。

谷口委員

今、大所高所の話もありましたけれども、議事録を読むと、委員の中には膨大な資料をもらって、我々のミッションとしては一つ一つを良いのか悪いのか言っている時間もないし、そういうものではないのですねと、トータルでやはり県の財政を立て直さなければならない、ですから、基本的には全面的な全廃ということを中心としてやるべきです。これは県民利用施設について言っておりますけれども、ちょっと余りにも乱暴な、先ほど鈴木委員が言われたように、理念がなく、とにかく財政の観点から切るということが、どうしてもこの資料を見ると、そういうふうにかざるを得ない、そんな感触、感じを受けます。

それで、最後に、この議事録の最後に知事が、これ何回も出てきていますけれども、とてもとても我々だけで議論していく中では引き出し得ないダイナミックな提言、御提案を頂きました、こういうふうにあります。ただ、この当局で作られた資料を読むと、別に我々でもできるんじゃないんですかね。当局でできる話じゃないでしょうか。これについていかがですか。

予算調整課長

先ほども御答弁申し上げましたけれども、私どもといたしましては、言ってみれば今後の県の緊急財政対策として、県として、これは可能かどうかは別と

して、とり得る方策、これを資料に記載させていただいた上で、委員の皆様にはお示しをさせていただきました。一方、調査会の皆様からはそういった資料の中には記載されてごさいません県当局では導き出すことのできないような、そういった大変厳しい御発言、御意見を頂いたというふうに理解しているところでございます。

谷口委員

その県当局では導き得ない御意見、御提言というのはどういうものなんでしょう。

予算調整課長

例えば、その第1回の調査会の議事録などを何度も読み返してみましたが、例えば施設につきましても、全面廃止というような発言がある一方、ただ、この廃止といっても、これは機能は維持しつつ、しかしながらこれは民間の活力を活用しつつ、存続をさせることも、これはまた一つの廃止であると、そういった提言を頂いたりしてございます。

さらに、補助金につきましても、例えば昭和以前から実施している補助金については、これは全面的に見直す必要があるのだというようなお話を頂くなど、私どもといたしましては、今まで予算調整等々の中ではなかなか思い付かないような、そういった御提言、あるいは実際にわたってもなかなかそれについては現実的には県としての施策に反映はできにくいような御提言、そういったものを頂いたというふうに認識しているところでございます。

谷口委員

恐らくそういうことは検討されていたんだというふうに思います。私はやっぱりこの今回の調査会というのは、ある意味最初から結論があって、ある程度方向性があるって、それを当局としてはなかなか言いづらいから、調査会の委員に一つの方向性でしゃべってもらった。それは誘導しているわけじゃないのでしょうけれども、そういう委員の選定をして、そういう資料を作ったというか、そういう観点をぬぐえないですね。

議事録の中にも、こういうふうに言っている方がいらっしゃいますね。例えばある委員は、やはり一律原則として減らすことを入れて、方針を示さないといけないわけですよ。これはちょっと補助金、施設全体のことについてでございますけれども。歴代の財政当局もいろいろと努力したのでしょうけれども、無理だったのです。ですから、ここできちんとしたことを言わないと、と言っています。

別の委員が、行政的な目線で見ると難しいわけであって、なぜかという、やはり選挙民と対しなければならぬからです。また別の委員は、こういう話は第三者が言わないと駄目ですよという、こういう発言もあって、やっぱり当局がある程度、もうここに当局で出された資料の中にもあるわけですから、何かその調査会に言ってもらって、ある意味お墨付きをもらって進めているような感触がぬぐえないです。

ここに書かれてあることは、もうここまで当局である意味詰められているのであれば、それはやっぱり当局として考え方をしっかり示して、議会に諮っていただいて、この場でまずは議論というのが筋なんじゃないでしょうか。そう



いう意味で、県民センターの入札の中止というか延期の件でも問題になりましたけれども、やはり議会被軽視されているという感がぬぐえないです。その点について御答弁いただきたい。

予算調整課長

いろいろ厳しい御指摘を頂いてございますけれども、政策の方向性を検討するに際しまして、外部の有識者の皆様から成る委員会ですとか研究会を設けまして御意見を伺っていくといった手法、これは一般的な行政としての手法ではないかなと思ってございます。

調査会には来年度以降、多額の財源不足が予測される中であって、企業経営者ですとか、あるいは地方行財政に精通をされた方の専門的な知見、見地から大きな方向性について御意見を頂くこと、かつこれについてはやはり緊急財政対策ということでもございますので、財政的な観点から御議論をいただきたいという前提をお願いをしているところでございます。

そういった中で、今いろいろな御意見を頂いているという状況でございます。もちろん、大きな方針を決定する際には、県民の代表たる県議会の皆様にお知らせし、お諮りをし、また御議論いただくといったプロセスを経なければいけないということは、私ども十分に認識してございます。調査会の意見を踏まえまして、県といたしましては、今後その基本的な方向性、県として方向性を決めていくという際には、議会の皆様にきちんと御報告を申し上げ、また御議論いただいた上で決めていきたいというふうに考えてございます。

谷口委員

そこはしっかりやってもらいたいと思います。

それで、この緊急財政対策本部の最終的な結論は秋という言い方だったかと思えますけれども、9月議会が始まって、多分この委員会がスタートするのが9月28日からだったかと思えますけれども、それまでにはしっかりと報告してほしい。その9月議会が終わってから出ましたでは話になりません。もう次は、12月議会に入ってしまうので、それまでに結論は出していただけのんですか。

財政部長

当然、その段階には県としてのどの程度の内容になるかは、今後一生懸命頑張りますけれども、しっかりとまとめたものを議会の皆様にお示しをして御議論いただく必要があるかと考えます。

谷口委員

ここはやっぱりしっかりと、この議会に県としての考え方を手順を踏んで示していただいて、この中でしっかり議論していきたいというふうに思いますので、そのことを強く要望申し上げて、私の質問を終わります。

鈴木委員

今、財政部長から答弁があった。要するに9月にそれを出しますよと。その中身というのとはどんな中身ですか。

予算調整課長

子細な内容につきましては、現在プロジェクトチームをはじめ、緊急財政対策本部の中で詰めようとしているところでございますけれども、現段階でお話

し申し上げますのは、この緊急財政対策本部で検討しようというところが7項目がございます。この調査会にお諮りした6項目に、それから予算の策定のプロセス等も含めたもの。それから、それに加えて関係部局で取り組んでいるところの予算削減に関わる取組、こういったものをそれぞれ来年度、あるいは来年度以降に向けた取組を明確に記載したもの、あるいはその方向性をお示ししたものというふうに考えてございます。

鈴木委員

そうじゃない。私が聞きたいのは、今、財政部長が答弁した、9月に出すよということについて、今、谷口委員が質問したことというのは、この調査会のことを踏まえて、きちっとした青写真が出てくるのだろうか。それはどんな青写真なのかと私は聞きたい。要するに他の6項目だ、トータル7項目だなんていう話は、これは別として、今のこの調査会を踏まえた在り方について討議しているわけでしょう。それ以外の6項目については、また別途これからどんどん話ししていきます。少なくともここの中にある県有施設、特にこれは1,300施設あるその全部を検討したら、全部財源不足が解消されましたみたいになるかもしれない。この施設の在り方が一番大きな問題なわけだよ。ところが、それがいつになるのかということが問題になる。それが9月に出てくるときに、どういう形で出てくるんだということ。だから、他の6項目はいいから、このことについてどこからどのくらい出てくるのかと私は聞いたんです。

予算調整課長

今の段階で、こういった形でお示しできるかどうかも含めまして、これは緊急財政対策本部で検討させていただきたいと存じます。

鈴木委員

9月28日まであと2箇月ぐらいです。2箇月ぐらい先のものの青写真も出てこないということはないでしょう。青写真というのは何も明細に出せというわけじゃない。どんなが出てくるのかぐらいは出ているんじゃないのか。局長どうですか。

政策局長

少なくとも調査会の御意見は、9月が最終ですけれども、今度の7月が第3回目です。全体を議論していただきます。9月はその残りをやる、あるいは全体のまとめという形で考えていますので、そういったものを受けて、私どもその調査会にお預けしたテーマについての私どもとしての考え方の方向性は是非9月の段階では示したいというふうに思っております。

鈴木委員

局長の考え方とはどんな考え方なのか。

政策局長

正直申し上げます、まだそこは緊急財政対策本部で十分に議論したものではないので、今の段階でこれという形にはできませんけれども、少なくとも、この県有施設の在り方について、こういった御意見を頂いたものですから、それを私どもの県有施設を全部見た中で、それをどうやって整理していく、どうしていこうという、そういうところは少なくとも出していく形になろうと思っております。

鈴木委員

それはもうこの検討事項の中に1個ずつ出ているのではないのですか。

政策局長

この検討事項の部分は、いわゆる委員がこういう形でという、県として考えてもらいたいと、何でもいいから全部出してほしいというお話だったものですから、そういったものは、ただそれぞれ個別な施設の問題を見ていく中で、その施設についてはこういう検討事項、どういった視点が必要なのか、そういったものを今まで、これから全部精査していきますので、それをトータルでどう見せていくかというのは、今それを考えているところでございます。

鈴木委員

私がすごく心配しているのは、ここまで大騒ぎしておいて、いざこれ県有施設の何かだったら、多分、大山鳴動してねずみ一匹みたいにならないかなと心配しているということです。論議ばかりやるのだけれども、いざそのところに手を付けられるんですかと。例えば職員の給与の問題や補助金の問題なんかについても、全部法の網もある。それを本当に手を付けて、例えば職員の問題なんかにしても、自主的にこれ以上、人員を減らすことや、給料を低くすることに対して人事院の問題が絡んでくる。例えば下げても人事院が上げろと言い、人事委員会がそれにならうかもしれない。そういうものを全部含めた中で、本当にここでいろいろこれだけの時間、税金を使って議論をしているほど、本当にそういうものが出てくるんだろうかと思えます。そして喫緊の問題だと言っているわけだよ。だからこれは緊急と言うんでしょう、これ。それがでは9月にはどうでしょうかねというんだったら、その頃は予算もうほぼいろんな方向性は、大体出ていますよね。私はそれをすごく心配しているんですよ。

だから私は最後のお願いとして三つあります。

一つは、とにかく補助金等についても団体等にきっちりとした、どういう角度に目線を置くのかというポリシー、理念というのか、それをしっかり入れてもらいたい。

二つ目には、この実際の問題について、具体的な法的なものも含めて、本来だったらどこまでできるんだという問題。

そして三つ目には、県の方向性をいつ出すのか。9月28日ぐらいには出せるでしょうと。だけれども、青写真は分かりませんみたいな、そうではなくて、そのスケジュールをきちっと出していただきたいということを三つお願いして、質疑を終わりにします。